

7世紀末の倭国（九州王朝）から日本国（大和朝廷）への権力移行について

正木 裕

一、古田武彦氏による九州王朝説と王朝交代

1、古田氏の九州王朝説

故古田武彦氏は『失われた九州王朝』（注1）で、博多湾岸の「倭奴国」が後漢光武帝に奉貢し、紀元57年に金印を下賜されてから、8世紀当初に、大和朝廷（近畿天皇家）が我国の実権を握るまで、一貫して九州を本拠とする王朝が存在したとされ、これを「九州王朝」と名づけた。すなわち、「倭奴国王」も、『魏志倭人伝』に記す3世紀の「邪馬壹国」の卑弥呼も壹与も、「倭の五王」といわれる5世紀の「讃・珍・済・興・武」も、7世紀初頭に「日出る処の天子」を自称した倭国の多利思北孤も、すべて九州王朝の大王（天子）であり、663年に白村江の戦いで大敗したのも九州王朝であるとされた。

この王朝は歴代の中国の王朝の史書では「倭国」と呼ばれ、『旧唐書』では「旧小国」の「日本国」に併合されたと書かれている（注2）。「日本国」とは、長安3年（703）に「その大臣粟田真人」が武則天から冠位を授かっているから大和朝廷を指すことは明らかだ。従って7世紀末から8世紀初頭にかけて、倭国（九州王朝）から日本国（大和朝廷）への権力移行があったことになる。

古田氏は、①九州王朝の建てた年号である「九州年号」が「大化6年（700）＊『二中歴』ほか」で終わり、701年には大和朝廷の年号「大宝」が「建元」され、以降現在まで続いていること、②九州王朝の制度とされる「評制」が701年から「郡制」に変わったこと、などにより権力移行の具体的な時期を701年とし、これを「ONライン（OLD倭国＝九州王朝からNEW日本国＝大和朝廷になった区切り）」と名付けられた。

2、「権力移行期」の必然と「2つの大化年号」

ただ、「評制」や九州年号の使用例は木簡や金石文、文献等から全国に及ぶことが確認されており（注3）、また『旧唐書』に倭国は「東西五月行、南北三月行」とあることから、九州王朝は全国を統治していたことがわかる。そうであれば、九州王朝から大和朝廷への権力移行が一朝一夕にしてなったのではなく、相当の「移行期」があったとするのが合理的だ。この「移行期」を解明する手掛かりが、「九州年号」と『書紀』の「2つの大化」だ。

『書紀』大化は645年～649年だが、九州年号大化は695年～700年で、先述のとおり701年の大和朝廷による「大宝建元・律令制定」に続く。つまり九州年号大化期こそ近畿天皇家が九州王朝から倭国の権力を奪っていく移行期にあたるのだ。そして「建元」とあるからには、近畿天皇家の年号は「大宝」が初で、『書紀』の「大化」は九州年号大化が「盗用（剽窃）」されたものとなる（注4）。

ただ、年号を盗用するからには、相応の理由があるはずだ。この点で最も考えられるのは単に「年号」だけ盗用したのではなく、九州年号大化期の「事績」も盗用したという可能性だ。もし「九州年号大化期の事件・事績」も盗用されているなら、大和朝廷は自らが権力を確立していく過程の九州年号大化期の記事を、九州王朝が「評制」を敷き全国を直接支配した孝徳期（九州年号では主に「常色」期）に移すことで、8世紀初頭ではなく、この時期から我が国の代表権力者だったと「偽装（潤色）」したことになるろう。

本稿では、『書紀』大化2年（646）正月の「公地公民制創設」と、同年2月の「皇太子奏請」を取り上げ、『書紀』大化期の「大化改新詔」が、実際は「九州年号大化期」の「近畿天皇家が九州王朝から全国の支配権を奪う過程を示すものである」ことを述べる。

3、『書紀』「大化改新」記事への疑義

通説では、『書紀』の「大化」期（645～649）は、近畿天皇家にとり、敵対する蘇我蝦夷・入鹿を誅殺し、孝徳の即位を実現させ、後に「大化改新」と呼ばれる一大改革で全国的規模の集権体制を確立していった特別な意義を持つ時代とされる。

しかし、「大化改新」が『書紀』どおり孝徳期に実施されたか否かについては、①8世紀初頭に施行された律令制を前提とした記述がある事、②7世紀末に完成する宣命体による詔が存在する事、③「薄葬令」は、持統の埋葬から初めて実行されたこと等から、原秀三郎、山尾幸久、門脇禎二氏ら始め多数の学者が疑義を表明してきたところだ。

しかも『書紀』では「大化改新」により「郡」制が創設されたと記すが、実際創設されたのは「評」であり、『書紀』はこれを全て「郡」と書き換えている事が「木簡」から証明されている。従って『書紀』のいわゆる「大化改新詔」はそのまま信じられないのだ。以下、九州王朝説の立場から「公地公民」と「皇太子奏請」の真実を明らかにしていく。

二、九州王朝説から見た「公地公民」

まず、「大化改新」を象徴する事業である「公地公民」制だが、その創設は『書紀』大化2年(646)正月の改新詔(其の一)に記されている。

◆大化二年(646)春正月甲子の朔に、賀正礼畢(おは)りて、即ち改新之詔を宣ひて曰はく、「其の一に曰はく、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民・処々の屯倉、及び別には臣・連・造・国造・村首の所有(たも)てる部曲(かき)の民、処々の田庄を罷めよ。仍りて食封を大夫より以上に賜ふこと、各差(しな)有らむ。(略)

ただ、改新後「公地」となったはずの「口分田」が、律令施行の当時豪族の田荘となっていた例も多く(注5)、この点、古田氏は九州王朝説の立場から、改新詔中の「公地公民」について次の様に述べられた。

◆「私地私民」とは九州王朝とそれに協力した豪族たちとその土地が「私地私民」。「公地公民」とは、近畿天皇家とそれに協力した藤原氏たちとその土地が「公地公民」(注6)。

これは、「大化改新の公地公民とは、九州王朝の資産(私地私民)を収奪し、近畿天皇家の資産(公地公民)とする事だ」との意味と解釈できよう。そうであれば『書紀』改新詔中の「公地公民」制は孝徳期ではありえず、まさに倭国(九州王朝)から日本国(大和朝廷)への権力移行期に相応しいものとなる。

これを証するのが『書紀』大化2年(646)の「皇太子奏請」だ。

三、大化二年の「皇太子奏請」条の真実

『書紀』大化2年3月には「皇太子奏請」条(後掲)として、「中大兄」が孝徳天皇に「私地私民」を奉獻した記事がある。ただ、この条については①献上された「子代・御名の入部」とは何か、②膨大な入部・屯倉の数は事実か、③皇太子から天皇に献上することが「公地公民」の実施といえるのか、④「現為明神御八嶋国天皇」といった用語や思想が当時のものか等、さまざまな疑問がある。こうした皇太子奏請条の難解さや疑問点は、①「公地公民」に関する改新詔が九州年号大化期に出されたもので、②九州王朝の天子や豪族の所有している、入部・屯倉を近畿天皇家に奉獻させたという内容であり、③「臣」とは九州王朝の天子(あるいは皇太子)の意味であると考えれば解明出来るのだ。

1、皇太子奏の解釈

以下、こうした考えに沿って皇太子奏を解釈してみよう。

◆『書紀』大化二年(646)三月(略)壬午(20日)に、皇太子、使を使(まだ)して奏請(まう)さしめて曰く、

【A(前文)】「昔在(むかし)の天皇等の世には、天下を混(まろか)し齊(ひとし)めて治めたまふ。今に及逮(およ)びては、分れ離れて業を失う。《国の業を謂ふ。》天皇我が皇、万民を牧(やしな)ふべき運(みよ)に属(あた)りて、天も人も合応へて、厥の政惟新なり。是の故に、慶び尊びて、頂に戴きて伏奏す。

【B(下問)】現為明神御八嶋国天皇、臣に問ひて曰はく、

【ア】「其れ群(もろもろ)の臣・連及伴造・国造の所有る、昔在の天皇の日に置ける子代入部、【イ】皇子等の私に有てる御名入部、【ウ】皇祖大兄の御名入部、《彦人大兄を謂ふ。》及び其の屯倉、猶古代の如くにして、置かむや不や(とのたまふ)。

【C(奉答)】①臣、即ち恭みて詔する所を承りて、奉答而(こたへ)曰さく、「天に双つの日無し。国に二つの王無し。是の故に、天下を兼并せて、万民を使ひたまふべきところ

は、唯天皇ならなくのみ。(奉答)②別に入部及び所封(よさせ)る民を以て、仕丁に簡(えら)び充てむこと、前の処分に従はむ。自余以外は、私に駟役(つか)はむことを恐る。故、入部五百二十四口、屯倉一百八十一所を獻る」とまうす。

2、「皇太子」とは誰か

この「皇太子」は中大兄とされるが、「天下を混し」めた天皇は『書紀』では「天武」以外にない(*『書紀』天武十三年(684)十月「作八色姓、以混天下萬姓」)。これを「昔在の天皇」と呼ぶなら時代が逆転している。また、孝徳を「現為明神御八嶋国天皇」と呼んでいるが、このような呼称は7世紀末か8世紀当初の持統～文武期に成立するもので、孝徳大化時代(中大兄の皇太子時代)には合わない。一方、これが九州年号大化期(695～)の記事なら、684年は「昔在」のこととなり、かつ呼称も7世紀末なら何ら問題が無い。

ではその時期なら「皇太子」とは誰にあたるのだろうか。草壁皇子は持統3年(689)に薨去し、近畿天皇家の皇太子は不存在。九州年号大化2年(696)薨去の高市皇子を皇太子と言ったか、或いは年次がずれるが九州年号大化3年(697)2月の立太子から同年8月までの文武(軽皇子)を指す事となる。しかし、何れも極めて短期間で、かつ高市皇子は「太政大臣」であり、軽皇子は幼少で下問の相手には相応しくない。

「下問」に対する【C(奉答)】では、皇太子から献上された入部は五百二十四口とする。入部が「仕丁」を意味するなら50戸で1人(立丁と廩丁を合わせれば2人)だから約2万5000戸分(あるいは1万2500戸分)だ(注7)。また屯倉は一百八十一所だが、『古事記』『書紀』中で具体名を記す「屯倉」は約60箇所だから、事実上全国規模にあたる。

こうした規模の入部・屯倉を保有するのは一国の天子でしかないだろう。従って、「皇太子」とは九州王朝の天子、或は天子不在なら九州王朝の皇太子の潤色だと考えるべきだ。そうすれば、【A(前文)】の「昔在(むかし)の天皇」とは九州王朝の過去の大王(天子)たちを意味し、今の「天皇我が皇」とは持統若しくは文武を指すことになる。

つまり過去は倭国(九州王朝)が我が国を一元支配していたが、「今」は台頭してきた近畿天皇家と権力が「二分」している。そのなかで、近畿天皇家の天皇が「万民を牧ふ」ことを「天も人も合応へて(*一元的に)・・慶び尊びて、頂に戴く」とは、倭国(九州王朝)が「近畿天皇家の新たな支配を容認し服従するという意思表示」となろう。これは『旧唐書』の「日本はもと小国にして倭国の地をあわせたり」との記事と見事に整合する。

3、「下問」の意味するものは何か

「子代」が「皇室の私有民」であれば、【B(下問)】は近畿天皇家の天皇(持統か文武)の「近畿天皇家の支配を容認するなら、九州王朝の皇族が持つ土地・人民、屯倉や、各地の豪族(群の臣・連及伴造・国造)が持つ九州王朝に献上する糧を生産する土地と人民(部)を近畿天皇家に引き継ぐべきではないか」という「問い(事実上の強制)」となる。

もちろん「引き継ぐべきだ・返上する」との奉答を前提とし、事実【C(奉答)】はそうした近畿天皇家の意思に沿う内容となっている。

まず奉答①は、九州王朝として「近畿天皇家の一元支配を認めるからには、人民・資産の近畿天皇家への帰属を承諾する」旨の「総論的意思表示」だ。そして、以下の奉答②はその「具体策、具体的行為」だ。

九州王朝側は「入部五百二十四口、屯倉一百八十一所は天皇家に献上する」と回答した事となる。先述の通り、「入部五百二十四口、屯倉一百八十一所」は倭国ほぼ全土に及ぶ規模のものであり、その支配権を近畿天皇家に引き渡す内容だ。従って、古田氏の論の趣旨通り、これらの大化改新詔は、九州年号大化期において、近畿天皇家が九州王朝の資産を奪取したことを示すものとなる。そして、皇太子奏で、子代や屯倉が自発的に献上された様に記述するのは、近畿天皇家は九州王朝から「禪讓」を受けたという外観を装う為だったのだろう。しかし『書紀』編者は、最終的には「禪讓」ともせず、近畿天皇家内で皇太子から天皇に献上されたと潤色した。なぜなら、「近畿天皇家は遥か過去から一貫して倭国を統治してきた」と主張したい大和朝廷としては、前王朝の存在を前提とする「禪讓」の

痕跡は残してはならなかったのだ。これは『旧唐書』に「日本国は倭国が名前を変えただけで別国ではない」との「主張」が記されていることからわかるだろう。

このように『書紀』編者は、九州年号大化期に行った九州王朝の資産の「篡奪」の過程を孝徳期に「時代移動」させ、過去の九州王朝の天子を「昔在の天皇」と記し、あたかも近畿天皇家の祖先の天皇であるかの如く装い、現在（九州年号大化期）の九州王朝の天子（または皇太子）を中大兄と書き換え、総て近畿天皇家内の出来事と改変したのだ（注8）。

（注1）『失われた九州王朝』一天皇家以前の古代史―（朝日新聞社 1973年8月）

（注2）『旧唐書』東夷伝【倭国】倭国は古の「倭奴国」なり。京師を去ること一萬四千里、新羅の東南大海の中に在り、山島に依りて居す。東西五月行、南北三月行。世々中国と通ず。四面小島。五十余国、皆付属す。

【日本国】日本国は、倭国の別種なり。その国、日の辺に在るが故に、日本を以て名と為す。あるいは曰く、倭国自らその名の雅びならざるをにくみ、改めて日本と為す、と。あるいは云う、日本はもと小国にして倭国の地をあわせたり、と。（略）

（注3）評制史料は全国に及ぶが、当時の遠隔地である「東国」の木簡・金石文・文献にも次のようなものが知られている。

（木簡）千葉県：上挾国阿波評、群馬県：上毛野国車評、栃木県：下毛野国芳宜評、奈須評督、長野県：科野国伊奈評、富山県：高志新川評、高志国利浪評、愛知県：三川国波豆評、岐阜県：三野国山方評（文献）『常陸国風土記』香島郡。古老曰。難波の長柄の豊前の大朝に馭宇しめしし天皇のみ世、己酉年（649）、（略）別きて神の郡（*評）を置きき。（金石文）『那須国造碑』永昌元年（689）■（己）丑四月飛鳥浄御■■■■■（原宮那須国）造 追大壹■（那）■（須）■（直）韋提評■（督）被賜■

（注4）この点については、既に、「歴史の真実としては、『書紀』編纂過程で持統大化（*九州年号大化のこと）が抹消され、孝徳大化として遡上追建せしめられていった」（原秀三郎『日本古代国家史研究』東京大学出版会 1980年）等の見解が示されている。

（注5）詔中、「田庄を罷めよ」とある一方、書紀持統6年（692）に「飛鳥皇女田莊」が見えるなど、この詔の実効性や施行時期について疑問が提出されている。

（注6）古田武彦「九州王朝論の独創と孤立」（『古代に真実を求めて』古田史学論集第12集 2009年3月明石書店）

（注7）岩波『書紀』注釈では「子代は概ね皇室の私有民」で、「入部」は「（部より）仕丁として徴される男子数か」とする。改新詔には「凡そ仕丁（つかへのよほろ）は、旧の三十戸毎に一人せしを改めて、《一人を以て廡（くりや）に充つ。》五十戸毎に一人《一人を以て廡に充つ。》以て諸司に充てよ。五十戸を以て、仕丁一人の糧に充てよ。」とある。律令制では1里（50戸）ごとに正丁2人を徴集した。

（注8）『常陸国風土記』や『神宮雜例集』ほかの史料から、九州年号「常色（647～651）」期に九州王朝は全国的改革を実施した（「常色の改革」と呼ぶ）事が分かる。常色元年（647）には小郡宮を造営し「礼法」を定め、「七色十三階冠」からなる位階制度を創設した。また649年頃には評制を施行し、「国宰・評督」を始めとする官僚組織を整備した。さらに難波宮建造に着手し九州王朝としての集権体制を強化した。『書紀』の「大化改新詔」には九州王朝のこうした「常色の改革」と、九州年号大化期から移された「近畿天皇家の事績」の2つが混在すると考えられる。（「常色の宗教改革」古田史学会報 85号 2008年4月）